

(別表 1) 助成の対象とする船舶自動識別装置※ (3. (1) 関係)

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 2 条第 5 8 号に規定する特定無線設備として登録証明機関による工事設計認証を受けた製品 (「運用通知」第 3 の 2-3- (3) イ (ア) の (4) のアの (ア) より)

古野電気株式会社	FA-50 簡易型船舶自動識別装置
	FA-60
日本無線株式会社	NTE-380
アイコム株式会社	MA-500TR
	MA-500TRJ
	MA-510TRJ
株式会社イーチャート	AIS-50N
	CAMINO-101
	ECB200
	E100
	E200
株式会社キュー・シンク	AIS-700
	easyTRX2S
株式会社ゼニライトブイ	ZSA-2000
株式会社光電製作所	KAT-230
	KSD-1100
有限会社カモン	CAMINO-108

※ただし、製造事業者又は販売代理店による修理対応が、令和 11 年 3 月 31 日まで見込める製品であること。(「運用通知」第 3 の 2-3- (3) イ (ア) の (4) のアの (イ) より)